

## 社団法人静岡県雇用開発協会役員の報酬等に関する規程

昭和 56 年 5 月 2 2 日

規 程 第 6 号

- 第 1 条 この規程は、社団法人静岡県雇用開発協会(以下「協会」という。)の役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。
- 第 2 条 この規程において役員とは、理事、監事及び幹事設置規程(昭和 55 年規程第 2 号)に規定する幹事をいう。
- 第 3 条 常勤の役員には、報酬及び退任の場合は慰労金を支給する。
- 2 報酬及び退任慰労金は、事務局職員服務給与取扱規程(昭和 55 年規程第 4 号)に規定する協会の事務局職員の給与の例により会長が理事会の承認を経て定める。
- 第 4 条 常勤の役員が業務のために旅行したときは、費用弁償として、全条に掲げる規程に規定する協会の事務局職員の例により旅費を支給する。
- 第 5 条 非常勤の役員について、会長が必要と認めるときは、手当て及び旅費を支給することができる。
- 2 手当の額及び支給の時期並びに費用弁償については、会長が別に定める。
- 第 6 条 この規程の施行について必要な事項は、会長が定める

### 附 則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

## 役員に対する報酬の支給について

社団法人静岡県雇用開発協会

平成 15 年 4 月 1 日

社団法人静岡県雇用開発協会役員の報酬等に関する規程第 3 条の規定にかかわらず、常勤役員に対して報酬を支給していない。

## 役員に対する退任慰労金の支給について

社団法人静岡県雇用開発協会

平成 15 年 4 月 1 日

社団法人静岡県雇用開発協会役員の報酬等に関する規程第 3 条の規定にかかわらず、すべての役員に対して退任慰労金を支給していない。